

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【物質・材料研究機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日4日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	物質・材料研究機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 目黒地区で実施している業務については、つくば地区への移転作業を平成23年度に実施完了した。また、不動産の国庫納付については、関東財務局からの指示に基づき、不要設備の撤去、隣地境界線の確定作業等の手続きを実施し、納付手続きを実施中。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 目黒地区で実施している業務については、つくば地区への移転作業を平成23年度に実施完了した。また、不動産の国庫納付については、関東財務局からの指示に基づき、不要設備の撤去、隣地境界線の確定作業等の手続きを実施し、納付手続きを実施中。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 知的財産権については、機構内に設置されている知的財産権委員会において、企業による実施に至っていない、もしくは企業連携に結びついていない国内特許権(有料化:平成16年4月以降の出願案件)及び外国特許権の権利維持の必要性等、定期的な見直しを実施しており、平成24年度には国内1件、外国71件の特許を放棄した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 東京会議室(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減した上で(136㎡→20㎡)、平成23年4月より、他機関(教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、会議室の管理にかかる経費を平成24年度は平成22年度に比べて22,348千円削減した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 東京会議室(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減した上で(136㎡→20㎡)、平成23年4月より、他機関(教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、会議室の管理にかかる経費を平成24年度は平成22年度に比べて22,348千円削減した。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>● 該当なし。 ※海外事務所を保有していないため。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 該当なし。 ※職員研修・宿泊施設を保有していないため。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 平成23年度より第3期中期計画が開始し、グリーンイノベーション等国の戦略を遂行するための研究業務が増大している。限られた研究棟等の資産を最大限効率的に活用するため、使用する研究スペースの面積に応じて機構内の研究者に課金し、優先順位の低いスペースの使用を抑制することで建物利用の徹底的な合理化を実施中。</p>

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 機構において策定した「随意契約等見直し計画(平成22年4月)」に基づき、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものみに限っている。H24年度においては、件数及び金額ともに当初の目標を達成している。
 なお、平成22年度以降、国の少額随意契約基準額以上の随意契約案件は、全て事前に契約審査委員会で審査を行っている。

・競争性の無い随意契約の見直し目標

[件数]85件

[金額]566,258千円

・平成24年度実績

[件数]一般競争入札:662件/競争性の無い随意契約:64件

[金額]一般競争入札:4,605,521千円/競争性の無い随意契約:416,385千円

・平成23年度実績

[件数]一般競争入札:692件/競争性の無い随意契約:69件

[金額]一般競争入札:5,838,165千円/競争性の無い随意契約:658,755千円※
 (※東日本大震災からの復旧に係るもの事業を除くと:436,249千円)

・平成22年度実績

[件数]一般競争入札:693件/競争性の無い随意契約:82件

[金額]一般競争入札:13,434,851千円/競争性の無い随意契約:479,292千円

1者応札・1者応募に係る改善方策として、以下の取り組みを行っている。

①公告方法を従来の官報、公式HP及び機構内掲示板に加え、他の文部科学省所管研究開発独法(7機関)HPの調達情報で相互リンクするとともに、平成22年11月以降は(株)つくば研究支援センター及びつくば市商工会HPの研究機関等調達情報へリンクを加えるなど、調達情報と競争参加者の拡大に努めている。

②平成23年3月に電子入札システムを導入し、機構への来訪無く応札できるよう整備した。また入札公告や仕様書等の電子ファイルを機構HPからダウンロード可能とし、業者が案件毎に機構に向く負担を軽減しつつ、詳細な調達情報を容易に入手できるようにすることで、応札者の拡大に努めている。

③平成21年7月以降、1,000万円以上の調達案件は仕様審査アドバイザーによる要求仕様の過度な性能、発注規模、納期の適正性等を審査し、応札者を制限することがないよう取り組んできた。さらに平成22年度より3,000万円以上の調達案件は契約審査委員会による仕様審査体制とし、加えて平成23年度からは仕様審査アドバイザーの審査対象基準を800万円以上に引き下げた。

④従来から、応札の辞退理由把握のため辞退書の徴取に努めているが、より詳細な辞退理由が把握できるよう、平成23年度及び平成25年度に辞退書の様式を改訂し、一者応札の要因把握に努めている。

⑤調達情報をより広く周知するため、平成24年8月より調達情報メールマガジンの配信を開始し、応札者の拡大に努めている。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

※記載不要

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、物質・材料研究機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 該当なし。 ※関連法人が無いため。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 文部科学省所管の8研究開発型独立行政法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめるとともに、納入実績に係るデータベースの運用を開始したところ。 また、平成25年4月より、近隣の国立大学法人等が実施している共同調達に係る協議会へオブザーバーとして参画し、現在実施中の共同調達内容及び体制等の把握を行うとともに、参加の可能性を検討中。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 文部科学省所管の8研究開発型独立行政法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を行っている。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。 ○ 当機構では、ア)～ウ)の各課題について、以下の取り組みを行っている。 ア) 調達見込額に応じて、契約審査委員会、仕様審査アドバイザー、契約課において、要求仕様が限定的・排他的な内容となっていないか、また、履行期限が応札者を限定する期間設定となっていないか等について、契約監視委員会の指摘事項等も踏まえ、仕様要件の見直しに取り組んでいる。 イ) 調達する設備等の用途や使用期間等の諸条件を勘案し、トータルのコストが割安な場合には、リースによる調達を行うこととしている。また、施設及び設備の共用(外部利用)について、利用料の算定方式を確立するとともに、共用設備の利用約款等を見直し、共用設備を指定するなどして、研究機関や大学、企業の利用を可能としている。 ウ) 従来から応札予定業者の同一品、類似品に係る納入実績の把握に努めていたが、平成23年4月より「納入実績調書」として様式を規定し、官公庁や公的機関への納入実績に係る契約先、品名、契約日、契約金額及び定価、通常及び特別値引率を記載した資料の提出要請を行い、適正価格の把握に努めている。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 機構における研究開発にかかわる業務については、物質・材料研究を専門とする我が国唯一の研究機関である機構の研究ポテンシャル、知的基盤等を活用して実施するものであり、「各機関共通で一般的に実施している」ものではないため、官民競争入札の対象ではないと考えているが、研究開発にかかわる業務以外の、給与計算や施設の維持・管理等、専門業者の活用により効率的な実施が見込める業務については外部委託とする等、経費削減を図っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 公共サービス改革プログラム(平成23年4月28日行政刷新会議公表)の掲記事項に係る当機構の取り組みは以下のとおり。 ①競争性の確保:「3.取引関係の見直し ①随意契約の見直し等」に記載のとおり、随意契約・一者応札の見直しと改善に努めている。 ②調達・契約手法の多様化:総合評価落札方式による競争入札は実施している。また、競争的交渉方式及び競り下げ方式は、国等の試行状況や結果を注視している。 ③調達事務の効率化:カード決済は一部導入済み(平成19年度より試行開始、平成20年度本格導入)。 ○ 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめるとともに、納入実績に係るデータベースの運用を開始したところ。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(閣議決定)や「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」(平成24年3月6日総務省事務連絡)等を踏まえ、規程を改正し、役員の給与については平成24年4月分より、職員の給与については平成24年7月分より措置を実施している。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 平成24年度ラス指数は事務職(105.6)、研究職(104.7)となっており、平成23度と比較してそれぞれ+2.3、+2.8となっている。 事務職は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠した給与減額を国より三ヶ月遅れて実施したこと、若年層の職員割合が高く、業績評価において職員割合に連動して若年層の職員が高い業績評価を受けていることや、国からの人事交流者の給与水準が高いこと等からラス指数が高くなっていると想定される。今後も、メリハリのある人事管理や、機構の職員給与規程の改正に当たっては、一般職の職員の給与に関する法律に準拠することなどにより、国家公務員と同程度の水準が維持できるよう努める。 研究職は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠した給与減額を国より三ヶ月遅れて実施したこと、高度な研究開発の推進に対応するため、平成19年度～平成24年度の全ての採用者を博士課程修了者としていることから、国に比べ高くなっていると想定される。 国内外に開かれた世界最高峰の研究機関として物質・材料研究分野で中核的な役割を果たしていくためには、今後も博士課程修了者等の高学歴で優秀な国内外の研究者の採用を行っていくことが不可欠であり、我が国の科学技術水準の維持・向上を図るためにこのような事情を考慮することが必要である。これにより、大卒以上、特に博士課程修了者の割合が高まることとなるが、メリハリのある人事管理や、機構の職員給与規程の改正に当たっては、一般職の職員の給与に関する法律に準拠することなどにより、現状と同程度の水準が維持できるよう努める。</p>

<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、理事及び監事の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準は、監事監査により国家公務員との比較、給与規程の精査を行い、適切さについて厳格なチェックを行った。今後、評価委員会におけるチェックを受けることとしている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 平成23年度より第3期中期計画が開始したことに伴い、管理関係部署を総務部門に一元化することで業務の効率化を図っている。また、第3期中期目標・中期計画期間中(平成23～27年度)の5年間で一般管理費については15%以上、事業費については5%以上の効率化目標を設定し、現在、効率化に努めている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費は、主に健康診断、メンタルヘルスカウンセリング・仮眠室等の医療費用等であり、職員の健康増進や保持を目的として必要最小限のものについて支出している。</p> <p>給与振込経費については、手数料のかからない場合に限って給与振込口座を複数利用できるように認めているが、国家公務員の振込口座の見直しを踏まえ、平成23年度以降新規による2口座振込の受付を行っていない。</p> <p>海外出張旅費についても、国家公務員に準じた取扱により合理的な縮減を行っており、マイルーজポイントの公用出張に限定した利用、役員ファーストクラス利用自粛など、旅費の抑制を図っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 前年度の人件費や事業費等の支出実績を踏まえて必要経費を精査し、予算要求に反映している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 組織のコンプライアンスを確保するため、コンプライアンスポリシーを制定した。職員のコンプライアンス意識向上のため、コンプライアンスハンドブックを作成、全職員に配布した。また、コンプライアンス関連の情報を提供する機構内メールマガジンの配信等を行っている。これらの取り組みをより一層推進するため、平成23年4月にコンプライアンス室を設置した。また、コンプライアンス関係の内部監査については、別途設置されている、監査室が実施することとしている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 施設及び設備の共用について、受益者から適正な利用料を徴収するための算定方式を確立するとともに、共用設備の利用約款等を見直し、共用設備を指定するなどして、既に利用料金の徴収を始めている。</p> <p>共同研究や業務実施(技術指導などのプレ共同研究)などでは、NIMSが所持しているノウハウ、専門的設備の価値等を考慮した適正な算定ルールを整備している。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● ホームページにより物質・材料研究の支援を考える方々からの寄付の募集を行うとともに、税法上での優遇措置をあわせて紹介することにより、寄付金収入の拡大を図っている。</p>

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 研究連携室を設置し、特許出願から企業への技術移転まで全て行うとともに、企業出身者(事業部等の経験者)を採用し、その経験を生かし、企業との連携・技術移転に関するマネジメントや契約交渉を行っている。また企業との共有特許を第三者実施可能(原則)としたことにより、NIMS単独特許を基本としたパッケージ化された特許群を広く実施できるようにした。さらにグローバル市場を想定し、外国出願(特にアジア)を重視している。これらによって広く産業界への知的財産権の展開を図り、実施料収入の拡大が実現された。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 原則、機構で行われる研究開発課題全てを対象として評価を実施している。研究プロジェクトについては、独立行政法人評価委員会による評価のほか、「独立行政法人物質・材料研究機構における研究開発課題評価実施要領」(平成14年12月制定、直近では平成24年4月に改定)に沿って、3~4名の外部有識者より構成される外部評価委員会を設置し、独自に評価を実施している。評価の時期としては、原則、事前・中間・事後の各段階において、評価の継続性を確保できるような委員の選定(氏名等はHPに公開)に配慮するとともに、研究分野の近い研究プロジェクトを集約して評価を受けることで、研究プロジェクトの個別評価にとどまらず、研究分野全体を俯瞰するような助言もいただけるよう工夫している。また毎年理事長ヒアリングを実施し、資源配分へ反映している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 前述の「研究開発課題評価実施要領」に基づき研究プロジェクト等の事前・中間・事後評価を実施するとともに、評価結果を活用して課題のブラッシュアップや重点化の取組を実施している。評価結果を事業実施に反映させた事例としては、「ナノバイオ技術による機能性生体材料の創出」プロジェクトでは、機構の特徴を生かした運営が求められ、応用面での戦略をより明確にした実施体制とするため、平成20年度に「ナノドラッググループ」と「オルガノイドグループ」を統合して「高分子生体材料グループ」に再編するとともに、平成21年度に「複合化生体材料グループ」を新設する見直しを行った。さらに、組織を有効に機能させるため、強力な指導力を有する研究者をセンター長として招致した。平成21年度には、第三期中期計画(平成23~27年度)における19研究プロジェクトについて外部評価委員による事前評価を行い、研究内容、研究計画のブラッシュアップ及び第三期中期計画における研究領域の整理統合に反映した。研究評価結果については、ホームページで公表しており、①定量的なデータの表示、②評価項目の統一と反映基準の明確化に努め、国民により理解しやすいものに改善している。平成23年度は、前年度に終了した第二期中期計画(平成18~22年度)における21研究プロジェクトについて外部評価委員による事後評価を実施した。</p>

No.	18	所管	文部科学省	法人名	物質・材料研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 ナノテクノロジーを活用する新物質・新材料の創成のための研究の推進事業	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、ナノテクノロジー関連研究については、理化学研究所との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。	2a	研究プロジェクトについては、平成23年度より開始した第3期中期計画に於いて、「材料研究を牽引し共通的に必要となる技術」、「ナノスケール特有の現象・機能を探る挑戦的な研究」、「環境・エネルギー・資源等の地球規模の重要課題解決を目指す研究」に重点化し、6領域30プロジェクトから3領域19プロジェクトへと整理統合した。なお、東日本大震災を踏まえ、平成24年度より社会インフラの復旧、再生に係る1プロジェクトを追加（運営費交付金プロジェクト研究開発費は、平成22年度5,251,163千円に対して平成25年度は5,073,561千円）。また、平成22年9月に、理化学研究所との間で、ナノテクノロジー関連研究について、効果的・合理的な研究推進の在り方等を検討するため、従来の研究者レベルの交流に加えて理事レベルの連絡会を設置。同連絡会を通じて研究テーマ、進捗状況等に関する情報共有等を行い、より緊密な連携体制を構築している。	研究プロジェクトの重点化については、措置済み。引き続き、理化学研究所との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。
02 社会的ニーズに応える材料の高度化のための研究開発の推進						
03 研究成果の普及とその活用の促進、及び物質・材料研究の中核機関としての活動	事業の効率化	23年度から実施	事業の効率的な遂行を図り、一般管理費を削減する。	2a	一般管理費については機構全体として削減を図ることとし、第3期中期目標・中期計画期間中(平成23～27年度)の5年間で15.0%以上の効率化目標を設定し、現在、その実行に努めている。平成24年度においては、財務会計システムの保守整備費や目黒地区事務所の警備・清掃費用の削減等により、基準年度に比べて33,631千円の経費を削減した。	第3期中期目標・中期計画期間中(平成23～27年度)の5年間で一般管理費については15.0%以上の効率化目標を設定し、現在、効率化に努めている。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04 不要資産の国庫返納	目黒地区事務所	24年度中に実施	目黒地区事務所の機能をつくば市に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。	2b	目黒地区で実施している業務については、つくば地区への移転作業を平成23年度に実施完了した。 また、不動産の国庫納付については、関東財務局からの指示に基づき、不要設備の撤去、隣地境界線の確定作業等の手続きを実施し、納付手続きを実施中。	不要設備の撤去等のは正措置を求められたことにより、当初実施予定時期よりも遅れた。是正措置については、すでに対応済みであり、平成25年7月5日に必要書類を関東財務局に提出した。現在、関東財務局において、提出書類の最終確認が行われており、近々内諾通知がある予定。
05 事務所等の見直し	東京会議室の廃止	23年度中に実施	東京会議室を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターへ集約化する。	1a	東京会議室(虎ノ門)については廃止し、借上面積を削減した上で(136㎡→20㎡)、平成23年4月より、他機関(教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、会議室の管理にかかる経費を平成23年度は平成22年度に比べて22,029千円削減した。	措置済み
06 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	措置済み
07 組織体制の整備	管理部門の組織の見直し等	23年度から実施	管理部門の組織の見直し及び一般管理費の削減を図るとともに、その他の部門についても統合等の組織の再編による効率化を図る。	2a	平成23年度より第3期中期計画が開始したことによって、管理関係部署を総務部門に一元化することで業務の効率化を図っている。また、一般管理費については、財務会計システムの保守整備費や目黒地区事務所の警備・清掃費用の削減等により、平成24年度は基準年度に比べて33,631千円の経費を削減した。 加えて研究部署については、平成22年度までは理事長の下に20の部署が直属で設置されていたが、平成23年度よりこれら研究部署を3部門・1センター体制に統合・再編した。また、共用装置の運用業務や研究拠点の運営業務については、外部ユーザーへの支援等を一括管理する中核機能部門に集約化することで、業務を効率化した。	第3期中期目標・中期計画期間中(平成23～27年度)の5年間で一般管理費については15.0%以上、事業費については5.0%以上の効率化目標を設定し、現在、効率化に努めている。

No.	18	所管	文部科学省	法人名	物質・材料研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	1	「科学技術基本計画」等を踏まえ、研究の重点化を図ると共に、他の独立行政法人や大学、民間との役割分担を整理した上で研究開発課題の立案を行っている。
2	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。	1	平成20年度に「ナノテクノロジーを活用した人工臓器・人工感覚器の開発」を廃止した。
3	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。	1	「ナノ・マイクロ組織制御による構造材料の高性能化技術の構築」の一部について、運営費交付金を財源とする研究運営から、外部資金を財源とする研究運営への移行を図り計画的な縮小を行った。
4	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。	1	平成20年度にヘリウム回収装置を導入し、これまで空气中に放散していたヘリウムガスを回収・圧縮・液化し、各地区にて再利用する体制を整えた。
5	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	ナノテクノロジーを活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する（民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等）。	1	「ナノテクノロジー融合支援センター」内に、企業から専属オペレーターの派遣及び装置の保守管理業務の協力を得て運営される「NIMS-Leicaバイオイメージングラボ」を設置した。また、ナノスケールでの計測・解析評価が可能な機器を揃え、民間企業との共用化を促進している。
6	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。	1	民間企業との共同研究や連携模索、パートナーシップの構築の場として、「NIMS材料研究プラットフォーム」を活用し、材料・技術の実用化を促進している。本制度により、「NIMS-トヨタ次世代自動車材料研究センター」を設置し、次世代自動車に不可欠な車載用二次電池の開発、高強度車体材料の開発、高安全性を確保する駆動系部品材料の開発等を行っている。
7	事務及び事業の見直し	研究開発事業評価システムの見直し	平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。	1	研究開発課題評価実施要領を定め、それに基づき研究プロジェクト等の事前・中間・事後評価を実施するとともに、評価結果を活用して課題のブラッシュアップや重点化の取組を実施している。評価結果については、ホームページで公表しているが、平成20年度より、①定量的なデータの表示、②評価項目の統一と反映基準の明確化を行い、国民に理解しやすいものに改善している。
8	事務及び事業の見直し	民間委託の推進等	平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。	1	平成20年度4月よりESCO事業を導入し、CO2削減及び省エネルギー化を図った。外国人研究者の支援事業については、平成20年度から一般競争入札を導入することにより、民間活力の活用を図った。
9	事務及び事業の見直し	民間委託の推進等	平成19年度から少額契約案件において、インターネットを活用した購買システムに登録されている業者から発注等を行うことによる調達業務の合理化を進める。	1	平成19年度にインターネットを活用した購買システムを導入し、調達業務の合理化を図った。
10	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	目黒地区事務所での実施業務をつくば地区に集約し、跡地の売却に取り組むべく検討し、平成20年度中に結論を得る。	1	中期計画を変更し、目黒地区事務所での実施業務をつくば地区に移転・集約し、跡地の適切な処分に向けて取り組むこととした。また、必要な経費については平成21年度補正予算において措置された。
11	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	平成19年度中にナノテク総合支援プロジェクトセンター（東京）の見直しを図り、ナノテクノロジー・ネットワークの中核的な運営機関とし、つくば地区への運営機能の集約を促進する。	1	平成19年度でナノテク総合支援プロジェクトセンターの賃貸借をとりやめ、NIMSナノテク拠点をつくば地区に設置し、運営機能の集約化を図った。
12	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	民間企業との連携強化や国の競争的資金等による外部資金の獲得増加、共用設備の利用に際しての課金制度の導入などを通じて、自己収入の増加を図るとともに、知的財産に関する特許出願・権利化の精査により特許経費の削減を進めるため定量的な目標を平成20年度中に策定する。	1	企業との連携センター設置などを通じた大型資金の導入や、全研究者の科研費の申請など、自己収入の増加に向けて積極的に取り組んでいる。また、平成19年度から実施している機構内における国内特許の申請書の作成を継続するとともに、外国特許の出願等を厳選することで特許経費削減に取り組んでいる（平成20年度は対19年度3,000万円減という目標を達成）。課金制度については、「NIMSナノテクノロジー拠点」における設備の共用化事業にて、試験的に運用を行っている。
13	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	既に導入している上長が行う業績評価に基づき、各職員の業績評価を勤勉手当に反映させる人事処遇制度について平成20年度中に必要な見直しを行った上で推進する。	1	業績評価の結果をより適正に処遇等に反映させるために必要な見直しとして、客観評価のうちの論文におけるIF値（インパクトファクター）の比重の軽減を行った。また、民間からの外部資金獲得にインセンティブを与えるため、民間からの資金においては評価の比重を高めた。
14	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	招へい経費の節減等により、一層の経費の節減を図るため、平成20年度中に新たな措置を講ずる。	1	招へい経費については、効率的な運用ができるよう見直しを行い、関係経費の削減を行った。また、運営体制の整備、業務の効率化・合理化を図るため、旅費申請システム、文書決裁システム、少額契約に関するインターネット購買システムを導入した。さらに、平成20年度においては給与関連業務の民間委託を検討し、平成21年度より運用を開始した。